○国土交通省告示第八百七十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十二年六月二十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月十日

国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－28R－000021	警音器　トヨタ　AP1（JP）	トヨタ　DBA－NNP10、トヨタ　DBA－NNP11、トヨタ　DBA－NNP15	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第八百七十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、タカタ株式会社から年少者用補助乗車装置　タカタ　IFX－30Cについて、指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を変更する旨申請があり、平成二十二年六月二十九日これを承認したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月十日

国土交通大臣　前原　誠司

	新	旧
指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	ホンダ　＊＊＊－GB3（類別0041～0053は除く。）ホンダ　＊＊＊－GB4（類別0019～0027は除く。）	ホンダ　＊＊＊－GB3、ホンダ　＊＊＊－GB4

○国土交通省告示第八百七十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年七月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－410号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	SEMTEX　SX570LW	住友ゴム工業株式会社	兵庫県神戸市中央区脇浜町三丁目6番9号
第F－411号	表面仕上材（難燃性塗料）	ラフトン内部用	スズカファイン株式会社	三重県四日市市塩浜町1番地
第F－412号	〃	ラフトン内部用（金属素地仕様）	〃	〃
第F－428号	火災の危険の少ない家具及び備品（椅子）	D500－625L1	天龍工業株式会社	富山県富山市婦中町道場1番地3
第F－429号	〃	D500－625L2	〃	〃
第F－430号	〃	D500－625L3	〃	〃

○気象庁告示第九号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月十日

気象庁長官　櫻井　邦雄

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第10505号	風車型風速計の感部（光電式）W633	東京都目黒区東山1丁目12番13号	株式会社小松製作所	平成22年7月27日

○防衛省告示第百四十五号

海上におけるフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十二年八月十日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年八月二十四日（予備、同月二十五日）の一〇〇〇から一六〇〇まで

区域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度一二〇〇〇フィート以下までの間、並びに次のウからカまでの四地点を順次結んだ線及びウの地点とカの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度五〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

イ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

ウ　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒

エ　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒

オ　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

カ　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

次期固定翼哨戒機一機

実施機

その他

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十六号

海上におけるフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十二年八月十日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年八月三十日（予備、同月三十一日、九月一日、九月二日及び九月三日）の一〇〇〇から一六〇〇まで

区域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間、並びに次のウからカまでの四地点を順次結んだ線及びウの地点とカの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度五〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

イ　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

ウ　北緯三三度五五分四七秒　東経一四〇度一九分〇八秒

エ　北緯三四度二一分〇〇秒　東経一四〇度四〇分三六秒

オ　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

カ　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

次期固定翼哨戒機一機

実施機

その他

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。